

研究集会援助に関する細則

(目的)

第1条 北里大学医療衛生学部同窓会（以下「同窓会」という。）の会員が主体となって行う研究集会の運営の一部に援助を行い、もって同窓会会員の交流、親睦を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における研究集会とは、同窓会会員が主催し、かつ、その会の会員の主体が同窓会員である学術的研究会、講演会及び学習会等をいう。

(研究集会の要件)

第3条 援助が受けられる研究集会は、次に該当していなければならない。

- (1) 代表が同窓会員であること
- (2) 30名以上の会員を有し、かつ会員の3分の2以上が同窓会員であること
- (3) 活動が1年以上継続していること

(援助の申請)

第4条 援助の申請は、研究集会主催の団体代表者が、毎年、同窓会長に対し、次の事項を記載した書面により援助の申請を行わなければならない。

- (1) 名称及び活動の概要
- (2) 代表及び役員の名（同窓会員の卒業年、学科・専攻、連絡先）
- (3) 会員数及び同窓会員数
- (4) 会員名簿（同窓会員の卒業年、学科・専攻、勤務先）
- (5) 会則
- (6) 当該年後の事業計画と実施状況
- (7) 援助を受けたい事項、金額並びにその実施予定時期

2 援助の申請は、様式1号により援助を受けたい事項を実施する前年度の2月末までに行わなければならない。

(援助事項)

第5条 援助が受けられる事項は、次のものとする。

- (1) 会員への通信費用
- (2) 会報発行費用
- (3) 会員外講師への謝金
- (4) その他理事会が認めた事項に対する費用

(援助額)

第6条 研究集会に対する1年間の上限援助額は、5万円とする。

(援助の決定等)

第7条 援助を行う研究集会並びに援助事項及びその金額は理事会で決定し、様式2号により代表に通知する。

2 援助が決定された研究集会は、同一年度における「集会援助に関する細則」規定による援助を受けることができない。

(報告の義務等)

第8条 援助を受けた研究集会は、援助を受けた事項の実施の終了ごとに様式3号により、終了した日から起算して2ヶ月を越えない期日までに結果を証する資料を添えて同窓会長宛に報告しなければならない。

2 前項の報告が著しく遅滞した場合には、その後の援助が受けられない場合がある。

(目的外使用の禁止)

第9条 援助金は、援助が認められた事項以外の事項に使用してはならない。

2 援助金が前項に反して使用された場合、同窓会長は、研究集会の代表に対し援助金の返還を求めることができる。

(違反の公表)

第10条 同窓会長は、前条による返還がなされない場合には、同窓会報等で当該研究集会名及び代表者名を公表することができる。

(研究集会の義務)

第11条 研究集会は、会員に対し援助を受けた事項の実施ごとに同窓会よりの援助を受けている旨を、明示しなければならない。

2 援助を受けた研究集会は、同窓会長より同窓会活動への協力を依頼された場合には、当該研究集会の利益に反しない限りにおいて協力しなければならない。

(附 則)

1 この規定は、昭和59年 3月 3日から施行する。

2 この規定は、平成22年 4月10日から施行する。